

平安時代の父系二世代同居家族について<sup>(1)</sup>

——高群・鷲見両説を中心として——

栗原 弘

(一) 平安時代の中期の貴族層の婚姻居住について、高群逸枝は次のような学説を提示した。<sup>(2)</sup>

妻 方 居 住

妻方―独立居住〈妻方提供〉

妻方―独立居住〈夫 提供〉

夫 方 居 住

〔妻方提供型……主流  
(妻が夫方に転居しない)  
〕  
〔夫方提供型……例外的  
(妻が夫方に転居する)  
〕

つまり、平安時代を妻方提供型主流社会であるとしたのである。この学説を支持し、現在の古代家族研究の牽引者的研究家が関口裕子氏である。氏は「七世紀末～一世紀中葉の全階層の婚姻居住規制および具体的家族形態は高群が一〇～一世紀中葉の貴族層について実証したものと同じである」と結論できよう。そしてこの具体的家族とは結局、親夫婦と娘夫婦、姉夫婦と妹夫婦は同居・同火できるが親夫婦と息子夫婦、兄夫婦と弟夫婦は同居・同火できないと

いう原理の貫徹した家族のことで、高群の「招婿婚」の本質はじつはかかるものであ<sup>(3)</sup>るとする。高群が実証した婚姻居住とは上述した学説のことである。ところが、同学説が意図的虚構であったことは別稿で詳論したとおりであるが、論旨の都合上要点のみここに再論しておこう。

高群は平安時代妻方提供型婚姻居住主流説の根拠として、父母夫婦と娘夫婦は同居同火できるが、父母夫婦と息子夫婦は同居同火できない、つまり父系異居(≡母系同居)を提示する。筆者の追調査によれば、平安時代に父系が異居する慣行が存在したらしいことは支持できる。ところが、この慣行の存在は高群の言うように妻方提供型が主流であったことの証明にはならない。高群によれば、仮に妻方に居住していた夫が、何年か後、夫方の父母夫婦のもとに妻子を連れ帰れば、そこでの同居形態は父母・息子夫婦・内孫となる。ところが、平安時代にはこのような父系

同居形態は見当らず、父母・娘夫婦・外孫の母系的同居形態のみ見られる。従って、夫婦が夫方へ転居する形態は存在しなかった。それ故、平安時代は妻方提供型居住形態が主流であったと主張する。だが、この高群の説明には重大な事実が意図的に排除されている。高群は、妻方居住後に夫婦が転居する第宅を「夫方の父母夫婦が居住する第宅」に限定して叙述している。父母が居住していない、夫方の別宅、夫方の父母が死去し空屋になった住宅等の存在を明確にしなかった。夫方の別宅等に夫婦が転居すれば、父母と息子夫婦は同居することはない。従って、父系異居慣行と矛盾せず夫婦の夫方への移転は可能である。平安時代はこの形態が主流であったはずである。ただし、高群は夫が独力で得た住居に夫婦が転居する形態を例外的形態として存在することは認めている。けれども、この場合でも実際



『平安鎌倉室町家族の研究』二〇八頁)

は夫の独力ではなく、夫方の父から得た事例が主流であったはずのものを、そのような「夫方」の事例は全く存在しないかの如く叙述している姿勢が問題なのである。明らかに、高群学説は意図的虚構であったのである。

長年高群を支持して来た筆者としては心苦しいのであるが、ここで意図的操作の一例を高群の父系異居説の中で明らかにしておかねばならない。驚見等曜氏は高群の「撰関流関係父子異居図」について、藤原師尹を基経の子としているのは忠平の子の誤りである旨を指摘し、高群が「これは諸第の伝領次第には、父から息子への伝わりかたのものは一例もない」とする点を、反証をあげて批判されている。氏の指摘した系図上の誤りは単なる誤植ではなく、高群の意図的操作であったと思われる。同図の原図は『平安鎌倉室町家族の研究』には次のようになっていて、「父子



誤系図

『招婿婚の研究』三七二頁)

のもしくは男系の同家号名が原則として、一もないことである。：例外として小一条、花山院があるが、小一条第(注略)は忠平からその五男師尹にゆずられた。しかし、忠平生前にこの父子の二世代が同居したわけではなく、師尹から、さらにその子濟時にゆずられ、したがって祖父(父、父子と三代小一条家号を称しているのは珍しい例である(傍点栗原) )とされていた。従って、第宅が三世代にわたって父系伝領される実例があることを認知していたのである。ところが、『招婿婚の研究』では「原則として」という語が削られ、「これら諸第の伝領次第には、父から息子への伝わりかたのものは一例もない」に改変されている。そして、誤系図に内容を合致させるかの如く、前書では忠平から師尹に譲られた旨が明記されていたものが、後書では削除され、忠平から師尹への伝領経過が全く説明がなされていない。師尹と濟時の父子伝領過程のみ言及されている。このようなことは誤植によって生じることではない。高群は自説の女系伝領説を強調するが余り、史実に反し父系伝領が一例もないと構想を飛躍させたために、例外的事例となる小一条・花山院等の処理に苦慮したのである。その結果が系図の操作に表われたものと思われる。事実、もう一方の例外であった花山院第も前書では掲載され

ていたのが、やはり後書では削除されている(七〇八頁)。これも意図的操作であったのであろう。

高群は父系異居慣行を発見しながら、それを第宅の女系伝領説・妻方提供型主流説の根拠として説明しようとした所に無理があったのである。高群の研究成果を再検討し、その他諸先学の知見による現段階での平安時代の貴族層の婚姻居住形態は、高群が例外的とした夫方提供型こそ主流であったと思われる。具体的に言えば、独立居住(夫方提供)が主流であり、夫方居住(父系同居しない形での)・妻方居住・訪婚も存在していたとすべきである。すなわち、男は婚姻の開始期は妻方へ居住し何年かを送る。ここで妻方父母夫婦・娘夫婦・外孫の同居形態が形成される(非父系的同居形態)。その後、夫婦が独立可能となると夫婦は夫方提供の住居へ転居する。この時夫婦は夫方父母夫婦と同居せず、それぞれ別居する(父系異居)。従って、妻が夫方へ転居する夫方提供型居住形態と父系異居とは相互に矛盾する慣行ではない。それ故に、父系異居と非父系的同居形態の存在は、高群の主張する如く、夫婦が夫方へ転居しない妻方提供型を主流とする根拠にはなり得ない。以上のように、高群学説は父系異居を拡大解釈して成立したものである。それを支持する形で提示された関口説、そ

して服藤早苗氏やかつての私の見解は再検討が必要である  
と思われるのである。

## (二)

鷲見氏が指摘された<sup>(9)</sup>ように高群は貴族層が多くの別宅を  
所有していたことを明確にしなかった。高群説は、当時の  
実態に即して父系異居を説明せず、妻方提供型居住形態の  
存在の根拠としたことに混乱の原因があった。しかし、高  
群の説明は正確ではないとしても、改めて我々が当時の実  
態に即して父系異居を再解釈することは可能である。平安  
時代において、第宅の伝領では父系伝領が主流であり、居  
住形態では夫方提供型が主流であったとしても、そのこと  
が父系二世代同居家族の存在を意味しない。先にも触れた  
ように、父系二世代が同居せず父系伝領を行うことが可能  
だからである。だから高群説の誤謬にもかわらず、貴族  
層の父系二世代同居の存在を実証した本格的研究が出され  
ていない現在、父系二世代同居家族がなかったとする見解  
を否定することはできない。筆者の追調査でも高群のこの  
見解に対する積極的な反証を見出すことはできなかった。  
そこで高群が言うように父子の邸宅名が異なるのは別居で  
あったと仮定し、同一であった場合の同居問題を小一条第

を例にとつて見ておこう。忠平・師尹・濟時の三世代はず  
べて「小一条(尊卑)」と呼ばれていて、同第は父・子・孫  
と父系伝領された可能性がある。問題は忠平と師尹、師尹  
と濟時が二世代の夫婦同居をしていたか否かである。まず  
忠平は天曆三(九四九)年同第で死去した(紀略・公補)。こ  
の時師尹は三十才。師尹は十七才頃藤原定方娘に妻方居  
住<sup>(10)</sup>し、定時・濟時等が生れている。従つて、忠平が死去し  
た頃には師尹夫婦が小一条第に同居していた可能性があ  
る。残念ながら、管見の限りこれを確認する史料は見当ら  
ない。ところが、忠平の死後十年の『日本紀略』天徳三  
(九五九)年一月二十五日条に「中宮自朱雀院遷御于小一  
条伊尹朝臣宅東一条」とある。同記事を信頼するならば、  
この時小一条第は師尹のオイ伊尹第であったようである。  
すると師尹の小一条居住はこれ以降であったとも考えら  
れ、忠平師尹父子は不同居であった可能性が高くなるので  
ある。

次に、師尹とその子供達はどうかであったろうか。長男定  
(貞)時は「小一条怨靈貞時は也」(尊卑)、次男濟時は  
「号小一条大将」(同)と言われ、それぞれ小一条第に居  
住していたことは間違いない。しかし、定時は詳細が不明  
であり、居住形態については知ることができない。そこで

濟時について見ておこう。父師尹は安和二（九六九）年に死去した。この時濟時は二十九才。結婚している年令であるが、濟時の子相任以下は彼が三十才を越えて生れてい<sup>(12)</sup>る。長男為任（年令不詳）は寛徳二（一〇四五）年に射殺<sup>(13)</sup>されている。逆算して濟時が二十九才の時に誕生していたか微妙な所である。妻（源能正娘もしくは源兼忠娘か）が長男の誕生頃に夫方へ転居するのは常識的には早すぎる。つまり、父師尹の死去する以前に、濟時は子供が出来た様子がなく、父邸に妻を入家させていたのか疑問である。又、濟時は源延光娘とも結婚している。『栄花物語』（巻第一）によれば延光娘への妻方居住は天祿元（九七〇）年以降であり、父師尹死後のことである。このように師尹と濟時夫婦の同居についても確証はない。

以上のように、忠平と濟時はそれぞれ小一条第に居住していたことは事実であるが、父系二世代同居については確実な証拠は見当らない。詳細は不明ながら、夫婦間の同居が回避されていたことは充分考えられる。ここでも高群の父系異居説そのものを否定する根拠は乏しいのである。

では次に、鷲見氏の高群批判を検討していこう。高群の父系異居説を批判される氏は、平安時代には父系二世代同居家族が存在していたとする見解に立っている。その一例

が〔藤原資平〕の長男資房は寛弘三年生れであるから、彼は既に知章娘と結婚している。そして小野宮で夫婦生活を送っていたと考えられる<sup>(14)</sup>〕であり、〔藤原〕経季は能通の娘および孫娘と結婚したことになる……彼はそれ以後も常に実資の外出に従っているから実資第で結婚生活を送っていたものと考えられる<sup>(15)</sup>〕である。両者ともに実資の養子夫婦が実資第で結婚生活を送っているというのであるから、父系二世代同居家族の事例となるであろう。けれどもここで氏が提示されている事例は十分な証拠となる史料が見られず、単なる推量であると言わざるを得ない。なぜなら、氏は最も肝心な資平と経季の妻が実資の小野宮へ居住している確実な史料を示されていないからである。これでは実資第で資平と経季が夫婦で生活を送っていたとは承認できない。氏の見解が正しければ、平安時代の貴族層の父系二世代同居の存在を立証する貴重な事例となるはずであるから、氏にはもっと慎重な実証が要求される。とりわけ氏は、高群の実証性について「社撰」「粗雑<sup>(16)</sup>」と極めて厳しい批判をされているのであるから、氏自身の実証性についても厳格でなければあまりにも片手落ちではなからうか。

また、鷲見氏は高群の父系異居説に対して「分割相続行は、当然に第宅の息子への分割譲与と父子異居を結果す

るはずである。要するに、父と息子が異居するのは当然のことである。……あるとも批判される。つまり、父と息子の世帯が同居しない形態の発生原因を分割相続慣行の故としているのである。高群はこの慣行の発生原因をカマド系の母系觀念にもとづく禁忌的なもの、つまり父の妻のカマドと息子の妻のカマドが相互に異系の故に、両者が合体（同居）できないとしたのである。カマド禁忌を母系原理とみる見解はともかくとしても、父と息子が別居する原因に、古代の火の祭祀者としての女性（妻）に付随する宗教性が何らかの原因になっているとする考え方を私自身は捨て切れな<sup>(17)</sup>い。鷲見氏のいわれるように分割相続の故とするならば、分割相続は男女ともに、換言するなら息子と娘に対して平等に行われていたのに、広大な貴族の第宅に父母夫婦は娘夫婦とは同居するのに、息子夫婦とは同居しない理由が充分でないと思われる。すなわち、分割相続は父系二世代不同居の原因ではなく、それを長く存続させる作用を果して来たと考えられるのではないかと思われる。

鷲見氏が、第宅の父系伝領を例証し、そして夫方提供型

柳田を中心とした旧説	夫方提供型主流社会	父系二世代同居
高群	妻方提供型主流社会	父系二世代不同居
筆者	夫方提供型主流社会	父系二世代不同居

の居住形態の実例をあげ高群学説を批判したのは正当である。けれども、氏の批判にもかかわらず、平安時代には父系二世代同居家族がみられないとする説について、氏も充分な反証を挙げることはできなかったというのは服藤氏の言われるとおりで<sup>(18)</sup>ある。

もともと、高群の家族婚姻学説は柳田に代表される男性中心主義的家族学説に対抗して提示されたものである。彼女の学説は誤説であったが、このことは必ずしも柳田説が正しかったことを意味しない。柳田は平安時代の婚姻居住について詳細な分析を行ってはならず、その内容は明確ではない。<sup>(19)</sup>しかし、柳田の言わんとすることは「平安時代は夫方提供型主流社会であり、居住形態は父系二世代同居である」と思われる。これに対して、高群は妻方提供型主流社会とし、居住形態としては父系二世代不同居とした。しかし、両者いずれも誤りであったと思われる。筆者は、平安時代は夫方提供型主流社会であり、居住形態としては父系二世代不同居であったと思われる。

つまり、筆者が提案したいのは、高群学説は誤謬であったとしても、父系異居説は正しかったのではないか。それ故に、高群の父系異居説から母系原理説を分離し、改めて平安時代を夫方提供型主流社会と捉え直し、「貴族層には原則的には（一例もないと言うのではなく）父系二世代同居家族がみられない」とし、平安時代の家族形態を把握することが必要ではないかと言うことである。

### (三)

さて、これまで平安時代の貴族層には、父系二世代同居家族はなかったという前提のもとに論を進めてきた。ここで篠川賢氏の見解を聞くことにしよう。氏は、「『靈異記』の説話にみる限りは、当時における夫方居住婚の普遍的存在が指摘できる<sup>(20)</sup>」とし、夫方居住婚例を五例提示する。このうち氏が父系二世代同居家族とされるのは、上巻三十話・中巻三話・同二十七話である。けれども、上巻三十話（父と息子夫婦の同居）、中巻三話（母と息子夫婦の同居）については、氏の推則の域を出ない。残された中巻二十七話は父系二世代同居家族の可能性がある。同話は尾張国中嶋郡の大領尾張宿禰久玖利の父母が、久玖利の妻の大力を恐れ離婚を迫り、久玖利は妻を「本の家」に送ったという

説話である。従って、夫方提供型居住形態であり、久玖利夫婦が父母夫婦と同居していたと解釈できる。しかし、両夫婦が同居している様子が明瞭には描かれておらず、正確を期し難い。この点について、篠川氏は吉田孝氏の見解を援用して、「ここでいう同居の意味についてであるが、これはかならずしも同じ建物に久玖利夫婦とその父母が住んでいることのみをいうのではない。久玖利は大領に任じられている在地豪族であり、その居宅は、周囲に垣（カキ）をめぐらし、門（カド）をもち、その中に多くの建物を含んだ一つの独立した区画（すなわちヤケ）を形成していたと考えるのが妥当であろうが、そのような一区画（ヤケ）の中に久玖利夫婦とその父母が別々の建物に住んでいた場合も、当然、同居とみなさなければなるまい<sup>(21)</sup>（傍点篠川）」とされた。このように考えれば、確かに久玖利夫婦と父母夫婦の「同郭別棟一式同居がなされていた可能性は高い（この場合でも父母のヤケと息子夫婦のヤケとは隣接して別々であった可能性も留保しておくなくてはなるまい）。この見解と村武精一氏の見解と合せ考えると興味深い。「合同家族の」合同というのとは一緒に住んでいるということを前提にされていると思うんですけども、一緒に住んでいなくても、形態の側面からみてジョイント・ファ

ミリ、合同家族とみななければいけない側面もあるわけですね。…社会人類学では、合同イコール居住だけとは決めていないとした方が正しいです。それも重要な要素ですけど、一緒に近隣に屋敷地をもって住んでいても、経営がひとつ合同性をもてば、これはやはり父系合同家族あるいは父系<sup>(22)</sup>拡大家族、というようにとらえないといけないと思います。このような、在地と未開社会での同居（合同）の意味を参考とするならば、都市の貴族層の同居の問題も再検討しなければなりません。

貴族の第宅では、広大な面積つまり多数の世帯を包容する空間がありながら、その第宅内に父母夫婦と息子夫婦が同居する形態が原則的にみられない。少くとも主流的形態としては認められない。逆に、娘夫婦との同居事例はおびただしく列挙できる。この意味からもやはり父系二世代の同居は回避されるのが原則的な慣行であったと思われる。従って、都市では父系世帯は広大な第宅に別棟形式の同居すら一般的ではなかったと考えられる。とすると、仮に在地において、篠川氏の言われるヤケ式（同郭別棟式）同居が平安時代の初期に存在していたとすると、奈良時代以前からそのような形態が存在していたと推定できる。そうすると、古代には奈良及びそれ以前から同郭別棟式の同居形

態がありながら、その末裔である平安時代の貴族層は別棟式の同居形態を形成していないという理論的矛盾が生じる。つまり、古代のヤケを緊縮させたものが平安時代の貴族の第宅であるとは言えないのである。

かかる矛盾を解決する糸口として、鷲見氏が導入された<sup>(23)</sup>屋敷地共住集団もしくは、近接居住世帯群なる理論が有効ではないかと考えられる。同理論は、それまでの居住研究が第宅と第宅を個々別々に取りあげていたのを第宅を有機的関連性の中で捉えようとするものである。平安時代の居住形態の理解に新しい光を投じたものであり高く評価したい。氏及び吉田早苗氏<sup>(24)</sup>によれば、実資を中心とした父系親族集団が小野宮を核としてその周辺の第宅に居住していたことが明らかにされている。この集住形態を鷲見氏が「屋敷地共住集団」と把握された。さらに、氏は源俊房の父系親族集団が土御門を中心に屋敷地共住集団を形成していたことも明らかにされている。<sup>(25)</sup>このように、第宅を異にしたがらも近接して居住することによって一体性もしくは求心性のある居住形態を一つの巨大な同居集団と観念し、父系屋敷地共住集団、もしくは父系拡大家族と捉えることは可能である。これはまた、在地のヤケ式居住の都市的表現、つまりかつてのヤケが都市に適応した形態とも解釈できな

いこともない。しかし、藤原冬嗣（閑院）の子供の長良（枇杷）・良房（染殿）・良相（西三条）・順子（東五条）等が、父の閑院第の隣接地へ居住した形跡がないことからすれば、平安初期には見られない形態であったかもしれない。とすれば、屋敷地共住集団とは、より父系觀念の発達した平安中期になって形成されるようになったのではないかとこの考え方も出来る。さらに、平安末々鎌倉時代の武士の共住集団形態との関連性に、この理論が何らかの展望を与える可能性もあると言えよう。いずれにしても、屋敷地共住形態が何時頃から形成され始め、その性格が如何なるものであったのか明確でない現在、これ以上の発言は慎まなければならぬ。要するに、古代にヤケ式（同郭別棟式）父系二世代同居家族が存在したとするならば、それと平安時代の貴族層の居住形態との接点はまだ充分に見出されていないと言うべきである。

### おわりに

以上見て来たように、平安時代の貴族層の父系二世代同居家族は解明されるべき多くの問題点があり、結論を出せる状態ではない。屋敷地共住形態のような広い意味での同居は別として、狭い意味での同居、つまり第一宅内での父

系二世代同居家族が存在していたか否かについては、現在の所明確でないと言わなければならない。存在したとする側も、否定する側も決定的証拠に欠けるからである。鷲見氏によれば、源俊房の土御門第には俊房夫婦の外に、母の尊子や俊房の姉達<sup>26</sup>が別棟同居していたようである。篠川氏が中巻三話で推測した形態がここにみられるのである。当然、父系二世代同居家族の存在を想定せしめる。また、これはカマド禁忌慣行に返する事例となる。筆者は、現在の研究段階では、平安時代の貴族層には父系二世代同居家族は原則的主流的形態としては見られず、その原因はカマド禁忌（母系遺習とは考えない）ではなかったかとする見解に立っている。従って、篠川・鷲見両氏の見解は今後の課題としておきたい。

### 注

- (1) ここで言う平安時代とは平安初期～中期にかけてのこととする。
- (2) 高群逸枝『招婿婚の研究』（理論社、一九七一年）六九一～六九二頁。
- (3) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史』2 へ東京大学出版会、一九八四年）三一―一頁。
- (4) 栗原弘「高群逸枝の家族婚姻学説について」『古代文化』

第四〇巻七号、一九八八年)、同「高群逸枝の純婚取婚想の思想的背景について」(『歴史評論』提出中)。

(5) 鷺見等曜『前近代日本家族の構造』(弘文堂、一九八三年) 一一〇頁。

(6) 高群、注(2)前掲書、三七四頁。

(7) 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』(国書刊行会、一九八五年) 二二一頁。

(8) 私の「柳田国男の婚姻史像」(『文化史学』第二九号、一九七三年)、「平安中期の入墓規定と親族組織」(『京都地域史の研究』(国書刊行会、一九七九年)所収)の二論文は高群学説に全面的に依存したものであり、特に家族形態について言及した箇所は自説を撤回したい。

(9) 鷺見、注(5)前掲書、一一二〜一二四頁。

(10) 『大和物語』九十六段。迫徹朗『王朝文学の考証的研究』(風間書房、一九七三年) 七二〜七七頁。

(11) 師尹の小一条第への居住を伝える史料は「小一条左大臣」(『大鏡』『尊卑分脉』『小右記』『帝王編年記』)とあって、すべて晩年の状況を示すものばかりで、それ以前については不詳である。

(12) 相任は寛和二(九八六)年十六才で出家(『尊卑分脉』)、通任は長暦三(一〇三九)年十六才で没(『公卿補任』)、斌子は万寿二(一〇二五)年三月二十五日五十四才で没(『小右記』)。

(13) 『尊卑分脉』第二編、師尹公孫。

(14)(15) 鷺見、注(5)前掲書、二一五頁、及び二一九頁。

(16) 同右書、五〇、一一〇各頁。

(17) 同右書、四九頁。

(18) 服藤早苗「純婚取婚をめぐる」(『歴史評論』四五五号、一九八八年) 七頁。なお、本稿は服藤論文に多大な恩恵を蒙った。

(19) 柳田国男「婚姻の話」(『定本柳田国男集』第一五巻(筑摩書房、一九六九年)所収)

(20) 篠川賢「『日本霊異記』における婚姻・家族形態について」(『成城短期大学紀要』一六、一九八五年) 七頁。

(21) 同右論文、六頁。

(22) 「シンポジウム前近代の家族をめぐる」(『歴史評論』四一九号、一九八五年) 一八頁。

(23) 鷺見、注(5)前掲書、二二〇頁。

(24) 吉田早苗「藤原実資と小野宮第」(『日本歴史』三五〇号、一九七七年)。

(25) 鷺見等曜「村上源氏の居住形態」(『岐阜経済大学論集』二〇一一、一九八六年) 一六頁。

(26) 同右論文、一四〜一六頁。

(同志社大学・平安時代家族史)